

令和4年度

佐井村教育委員会の事務
の点検及び評価に関する

報告書

—令和3年度の実績—

佐井村教育委員会

まえがき

佐井村の将来を担う人づくりと、豊かな自然・地域伝統文化を大切に育んでいくためには、地域に暮らす人々が自然の恵みに感謝し、心豊かに健康で明るい毎日を送れることが何よりも大切です。そのためには、安定した生活基盤の確立と生きがいをづくりを通して活力に満ちた地域づくりに努めていくことが肝要であります。

佐井村教育委員会は、学校教育においては、心身の発達に応じて人間形成に必要な基礎的な能力と自主性・創造性を身につけた、個性豊かなたくましい「佐井っ子」の育成を目標に、また社会教育では、村民が学ぶ意欲と楽しさを持ち、豊かな心のふれあいを通じて健康で生きがいのある生活が送れるよう生涯学習社会の実現に努めて参ります。

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、(平成 20 年 4 月施行)、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、毎年、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を提出するとともに、公表することが義務付けられました。

この法律の改正を受け、佐井村教育委員会では、今後の効果的な教育行政の推進並びに村民への説明責任を果たすことを目的に、外部の評価アドバイザーなどからの意見を伺いながら教育委員会の事務の点検及び評価を実施し、第 14 回目（令和 3 年度分）として報告書をまとめました。

村民の皆様には、この報告書をご覧いただき、佐井村の教育と佐井村教育委員会の取組みについてご理解を深めていただければ幸いです。

佐井村教育委員会では、今後においても佐井村総合整備計画の基本構想に基づき、教育施策の推進に努めて参りますので、村民の皆様のご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和 4 年 11 月

佐井村教育委員会

目 次

■ 点検・評価の概要	1
1. 経緯	1
2. 点検・評価の方法	1
3. 報告書の構成	1
4. 点検及び評価アドバイザー会議の概要	1
■ 令和3年度 佐井村教育基本方針	3
■ 点検・評価結果	4
1 学校教育の充実	4
（1）学校教育推進委員会	4
① 学習指導部会	4
② 生徒指導部会	5
③ 学校経営部会	6
④ 保健体育部会	6
⑤ 環境整備部会	7
（2）外国語指導助手（ALT）派遣事業	7
（3）学校活動支援事業	8
（4）奨学金貸付事業	8
（5）教育支援委員会事業	9
（6）学習支援推進事業	9
（7）教育振興事業	10
① 就学困難な児童・生徒の支援	10
② 学校教材の整備	10
③ へき地児童生徒援助費等の補助	11
④ 西目屋村・佐井村交流事業	11
⑤ 佐井小学校ICT推進事業	11
⑥ 佐井中学校ICT推進事業	12
（8）子どもの夢・希望をかなえる就学支援事業	12
（9）学校施設の整備	13
（10）教員住宅の整備	14
■ 施策の総合的評価	14
2 社会教育の充実	15
（1）生涯学習活動の推進	15
① 放課後子どもプラン事業	15

② 三上剛太郎の精神普及啓発事業	16
(2) 青少年健全育成活動の推進	17
① 子ども会活動の支援	17
② 青少年健全育成活動	18
③ 青少年赤十字活動の支援	18
(3) 公民館活動の推進	19
(4) 社会教育関係団体の支援	20
(5) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進	20
① ばらいろ学級（ニュースポーツ）	20
② 村民スポーツ大会（ソフトボール）	21
(6) 社会体育関係団体の支援	21
① 佐井村スポーツ協会活動費補助	21
② 青森県民体育大会参加費補助	22
③ 青森県民駅伝競走大会参加費補助	22
■ 施策の総合的評価	22
3 地域文化の継承と交流の促進	23
(1) 郷土芸能伝承保存活動	23
① 一般コミュニティ助成事業	23
② 長寿社会づくりソフト事業	23
(2) 文化財保護の推進	24
① 海峡ミュージアム管理運営事業	24
② 旧三上家住宅管理運営事業	24
■ 施策の総合的評価	25
資料	
佐井村教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱	26
佐井村教育委員会の事務の点検及び評価実施要領	27
施策重点項目一覧表	28

■点検・評価の概要

1 経緯

平成 19 年 6 月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、平成 20 年 4 月に施行されたことに伴い、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされました。

この改正を受け、佐井村教育委員会では、今後の効果的な教育行政の推進及び村民への説明責任を果たすことを目的として、教育委員会の事務の点検及び評価を実施し、その結果を報告書としてまとめました。

2 点検・評価の方法

(1) 点検・評価の対象

令和 4 年度の点検・評価に当たっては、令和 3 年度に実施した各重点項目を推進するための具体的な取組（全 18 事業）を点検対象として、その点検結果を踏まえ、重点項目ごとに自己評価を行いました。

(2) 学識経験者の知見の活用

点検・評価の客観性を確保するため、「点検・評価アドバイザー会議」を開催し、学識経験者等の「点検・評価アドバイザー」からその実施方法や内容について意見をいただき、これを点検・評価の実施と報告書の作成に反映させました。

3 報告書の構成

(1) 全体構成

報告書は、「1 学校教育の充実」、「2 社会教育の充実」、「3 地域文化の継承と交流の推進」の 3 つの施策ごとに構成されています。

(2) 重点項目の点検

重点項目を推進するための具体的な取り組み状況について「計画」、「実績」、「成果と評価」、「課題等」に分けて評価しています。

4 点検及び評価アドバイザー会議の概要

(1) 令和 3 年度点検及び評価アドバイザー

氏 名	団 体 ・ 役 職 等
木 下 貴 人	元) 佐井中学校 PTA 副会長 元) 矢越若者会会長
和 田 洸路子	元) 佐井小学校 PTA 副会長 元) 母親委員会委員長

(2) 点検及び評価アドバイザー会議の開催状況

○第 1 回点検及び評価アドバイザー会議内容（令和 4 年 1 1 月 2 1 日開催）

- ・点検及び評価アドバイザー等の日程説明
- ・点検及び評価報告書の概要
- ・【説明：奥本課長補佐、佐藤課長補佐、加藤総括主幹】

- 第2回点検及び評価アドバイザー会議内容（令和4年11月25日開催）
 - ・佐井村教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書（原案）の内容についての最終確認
 - ・【説明：奥本課長補佐、佐藤課長補佐、加藤総括主幹】

（3）アドバイザーからの主な意見

- 佐井小・中学校ともに築25年以上経過し、毎年色々な個所の修繕等をしている。今後、小中学校統合の予定があるのであれば、早めに目途を立ててなるべく修繕等の経費を抑える必要がある。
- 佐井中学校グラウンド側の教員住宅について、住宅として利用できないのであれば、老朽化が進むので解体をした方がよいのではないかと。解体が困難であれば、普通財産等にして倉庫などに利用することも検討するべきである。
- 文部科学省は、教員の負担軽減のため部活動の地域移行を進めるとしている。早めに行政・学校・関係団体等と協議し、保護者及び児童生徒へ説明の上、不安を解消してもらいたい。
- 令和3年度度まで、スクールサポーター（登下校指導員）が配置されていたが、令和4年度は募集をしても応募者が居ないようである。児童生徒の安全等のために何とか募集を続けて配置して欲しい。
- 子ども会の活動の中で少人数のため、ねぶた運行や他の行事にも参加できない子ども会もある。子ども会の統合などについての意見があるが、各単子で様々な決まりがあり統合は難しく各団体・子ども会に任せているようだが、子どもたちの楽しみを無くさないようこれからも支援等をお願いしたい。
- 郷土芸能の伝承について、中学校の文化祭で神楽を披露しているが、打習い等がある場合は部活の時間を調整して、生徒の負担を軽減すべきである。
- 児童生徒の登下校等の際に、地震等の自然災害やJアラートが鳴った場合の避難方法等について、保護者と児童生徒に説明をし、マニュアル的な物を作成し体制を整備して頂きたい。

■令和3年度 佐井村教育基本方針

佐井村教育委員会は、青森県教育委員会の方針と下北教育事務所の方針及び佐井村村憲章の趣旨に基づき、心身共にたくましく思いやりがあり、学ぶ意欲と学ぶ楽しさを持ち、激しく変化する社会に対応できる村民の育成をめざす。

このため、学校・家庭・地域及び各種団体・関係機関との連携を図り、地域の特性を活かし、活気に満ちた学校教育を推進するとともに、豊かな心のふれあいと生きがいのある生涯学習社会の実現をめざし、社会教育の充実及び生涯スポーツ活動、地域の芸術・文化活動の振興・整備を図る。

また、これらの実現に向けて、学校教育と社会教育の連携・融合に努める。

1. 学校教育の充実

■ 重点項目

- | | |
|------|---------------------|
| (1) | 学校教育推進委員会 |
| (2) | 外国語指導助手（ALT）派遣事業 |
| (3) | 学校活動支援事業 |
| (4) | 奨学金貸付事業 |
| (5) | 教育支援委員会事業 |
| (6) | 学習支援推進事業 |
| (7) | 教育振興事業 |
| (8) | 子どもの夢・希望をかなえる就学支援事業 |
| (9) | 学校施設の整備 |
| (10) | 教員住宅の整備 |

(1) 学校教育推進委員会

① 学習指導部会

概		要										
個々の指導や授業改善、学習活動の充実を図る。												
事業計画【予算額】 356 千円		事業実績【決算額】 273 千円										
(1) 学力調査・知能検査の実施 新入学児童・生徒を対象とした知能検査と全児童生徒を対象とした総合学力調査を実施する。		(1) 学力・知能検査の実績										
		<table><tr><td></td><td>知能検査</td><td>学力調査（ベネッセ）</td></tr><tr><td>小学校</td><td>9 人</td><td>34 人</td></tr><tr><td>中学校</td><td>14 人</td><td>36 人</td></tr></table>			知能検査	学力調査（ベネッセ）	小学校	9 人	34 人	中学校	14 人	36 人
	知能検査	学力調査（ベネッセ）										
小学校	9 人	34 人										
中学校	14 人	36 人										
(2) 学力調査の分析 学力調査を分析し、事後指導及び授業改善に役立てる。		(2) 各校での学力調査の分析実績 各校ごとに学力調査を分析し、個々の事後指導及び授業改善に役立てた。										
(3) 校内研修の充実 各校で校内研修を実施し、報告書を作成する。		(3) 校内研修の実績 全校で校内研修を実施後、「校内研究集録」を作成し、関係機関へ配布した。										
(4) 文集「さい」の発行		(4) 文集「さい」の発行 文集「さい」第 42 号を 3 月に発行した。										

【成果と評価】

総合学力調査を行い、各学校での児童生徒の学力の実態を分析・把握し、個々の指導や授業改善に役立てた。また、文集「さい第 42 号」の発行や学習活動の充実や発展、キャリア教育の充実を図った。

【課題等】

学力調査の結果は数値のみで比較するだけでなく、児童・生徒がより充実した学習ができるよう、個々の発達段階に応じた適切な個別指導を行うための資料として役立てていくことが必要である。

② 生徒指導部会

概		要									
児童生徒の実態を把握するとともに、各校や各関係機関との連携を図り、生徒指導上の課題解決を図る。											
事業計画	【予算額】 126 千円	事業実績	【決算額】 36 千円								
(1) 教育・心理検査の実施 児童・生徒を対象に教育・心理検査を実施する。		(1) 教育・心理検査実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">アセス (※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>32 人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>37 人</td> </tr> </tbody> </table>		アセス (※)		小学校	32 人	中学校	37 人		
アセス (※)											
小学校	32 人										
中学校	37 人										
		(※)アセス (学校環境適応感尺度)：学校及び学校以外での環境への適応感を分析するツール (小3～中3実施)									
(2) 連絡協議会の開催 各校や関係機関との連携を図る。		(2) 連絡協議会の実績 2 回開催 (書面開催 1 回)									
(3) 宿泊体験学習の実施		(3) 宿泊体験学習の実績 対象者：小学 5 年生 実施場所：むつ市下北自然の家 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施日</th> <th>参加児童生徒数</th> <th>引率者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐井小</td> <td>6/30～7/1</td> <td>7 人</td> <td>3 人</td> </tr> </tbody> </table>			実施日	参加児童生徒数	引率者	佐井小	6/30～7/1	7 人	3 人
	実施日	参加児童生徒数	引率者								
佐井小	6/30～7/1	7 人	3 人								
(4) スクールカウンセリングの実施		(4) スクールカウンセリングの実績 教育相談体制の充実を図ることを目的に管内各小・中学校にカウンセラーを派遣。 →各校それぞれ毎月 1 回・3 時間 【4 月～2 月計 33 時間】派遣した。									

【成果と評価】

校内外における児童・生徒の諸問題とその対策に資するため、相互の情報・連携を密にして活動の充実に努めた。

村内小学校 5 年生が宿泊研修を行うことにより、基本的な生活習慣や自己指導力を育成する共同指導体制の充実を図った。

【課題等】

近年、全国的に不登校傾向にある児童・生徒が増加していることや「いじめ」の状況を的確に把握する観点から、学校現場におけるスクールカウンセリングの必要性が高くなってきており、県内においては、平成 30 年度よりすべての公立小・中学校へ配置がなされた。また、スクールソーシャルワーカーも下北管内に 3 名配置されていることから、両者の長所を生かし、引き続き学校・教育委員会及び外部機関と連携した支援を実施していくことが必要である。

③ 学校経営部会

概 要	
学校運営に係わる組織及び設備の整備改善を図り、村内の学校教育の充実を図る。	
事業計画 【予算額】 157 千円	事業実績 【決算額】 150 千円
(1) 会議の開催 各校との連携を図る。	(1) 学校経営部会の開催（4 回開催） 第 1 回 令和 3 年 4 月 16 日 第 2 回 令和 3 年 7 月 2 日 第 3 回 令和 3 年 8 月 17 日 第 4 回 令和 3 年 12 月 2 日

【成果と評価】

校長会を集約し、村内学校経営情報交換並びに管理運営等に努めた。

【課題等】

今年度から学校経営部会は校長会集約し開催することとした。学校数は減少しているが、管内小・中学校との連携を密にしながら実施していくことが必要である。

④ 保健体育部会

概		要			
児童・生徒の体力づくりと安全教育の徹底を図るとともに、各種定期健康診断を実施し、児童・生徒の健康管理を行う。また、各種大会に要する参加費・派遣費を補助する。					
事業計画	【予算額】	3,930 千円	事業実績	【決算額】	3,167 千円
(1) 保健事業		(1) 保健事業			
定期健康診断（内科検診・歯科検診・心電図検診・眼科検診等）、よい歯の審査会を開催する、また、会誌「しおさい」を発行する。		・計画どおり定期健康診断を実施した。		・よい歯の審査を令和3年11月～12月に実施した。	
		・会誌「しおさい」を発行した。			
(2) 体育・文化事業		(2) 体育・文化事業		(単位：回)	
県内外で行われる各種大会への参加費・派遣費の補助を行う。					

【成果と評価】

各種の定期健康診断の結果に基づき適正な健康指導ができた。

歯科保健指導及びよい歯の審査会等の開催により、歯の大切さを児童・生徒及び保護者に広く周知することができた。

県内外で行われる各種大会への参加費、派遣費を補助することにより、児童・生徒が日頃の取り組みの成果を発揮することができた。

【課題等】

児童・生徒数の減少が進み、団体競技への参加がより厳しくなってきた。他校との合同チーム結成により実施した競技もあった。活動方法などの検討も必要である。

⑤ 環境整備部会

概 要	
人間性豊かな児童生徒を育成するため、教育環境の整備を推進する。	
事業計画 【予算額】 77 千円	事業実績 【決算額】 7 千円
(1) 学校関連予算説明会の開催 翌年度の予算編成方針等に関する説明会を実施する。 (2) 学校事務の共同実施 学校事務共同実施のための協議会を開催する。 (3) 村内教職員研修会の開催 村内教職員を対象に研修会を実施する。 (4) 児童生徒の登下校時の安全確保	(1) 学校関連予算説明会の開催 令和4年度予算説明会 開催日：令和3年11月25日 (2) 学校事務の共同実施 佐井村立小中学校学校事務共同実施推進協議会の開催 第1回 令和3年5月18日 第2回 令和4年2月17日 (3) 村内教職員研修会の開催 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため自粛 (4) 児童生徒の登下校時の安全確保 「熊よけベル」を新入学児童に配布し、登下校時の安全確保に努めた。

【成果と評価】

学校予算編成、学校事務の共同化の実施を行った。人間性豊かな児童を育成するため、教育環境を整備することを目的として実施している村内における教職員の研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自粛した。

【課題等】

村内における教職員の研修を実施するにあたりテーマの設定や講師の選択が困難である。ニーズに見合った研修を行っていきたい。

全国的に児童生徒の登下校時の事故が発生していることから、登下校時の安全確保について、今後も状況把握を的確に行い早急に対応できるよう努めていく。

(2) 外国語指導助手【ALT (※)】派遣事業

概 要	
児童生徒の英語力の向上と国際理解を深めることを目的に ALT 1 名を配置し、村内小中学校へ派遣する。また、地域行事への参加をとおして村民との交流を深め、互いの文化や習慣を理解し合い国際感覚の高揚を図る。	
事業計画 【予算額】 4,941 千円	事業実績 【決算額】 2,589 千円
火・水曜日 佐井小学校 月曜日～木曜日 佐井中学校 金曜日 牛滝中学校	火・水曜日 佐井小学校 月・木曜日～金曜日 佐井中学校

【成果と評価】

外国語青年招致事業（JETプログラム）を活用して、11月1日から児童生徒の国際理解と外国語の基礎的能力の向上のため、新ALTを配置することができた。

(※) ALT…Assistant Language Teacher

【課題等】

JET プログラム (※) を活用し、配置した ALT 1 名は、既存の英語科の授業のほか、小学校低学年や未就学児に対しても早期から英語に慣れ親しむことによって、児童・生徒への英語教育の充実が図れるようにしていく。

(※) JET プログラム【The Japan Exchange Teaching Programme】

……日本の中学・高校の外国語教育の一環として外国の青年を日本に招く事業。

(3) 学校活動支援事業

概		要	
地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図ることを目的としてスクールサポーターを派遣する。			
事業計画	【予算額】	事業実績	【決算額】
	3,083 千円		2,604 千円
【実施対象校】	佐井小学校	【佐井小学校】	
	佐井中学校	(1) コーディネーターの配置	
		(スクールサポーター兼務)	1 人
		(2) スクールサポーターの配置	3 人
		(3) 学校生活支援員	3 人
		【佐井中学校】	
		(1) 部活動指導員の配置	3 人
		(県補助事業)	

【成果と評価】

スクールサポーターや学校生活支援員の配置により、学校生活及や校外学習、登下校時の安全確保など学校のニーズに合った支援が行われ、効果的な教育支援活動ができた。

【課題等】

今後の事業の継続にあたり、スクールサポーター等の人材確保が難しくなってきている。

(4) 奨学金貸付事業

概		要	
佐井村奨学金貸与条例に基づき、経済的理由により高等学校又はそれ以上の学校への就学が困難な者に学資を貸与し、有用な人材を育成する。			
事業計画		【予算額】	8,339 千円
		事業実績	【決算額】 5,929 千円
【収納計画】	現年	6,095 千円	【貸与額】 5,910 千円 新規：5 名／2,100 千円 継続：11 名／3,810 千円
	滞納	1,178 千円	
		【収納済額】	現年： 7,189 千円 滞納： 1,223 千円

【成果と評価】

収納において、現年分は収納計画に対し未納額は 90 千円、新規滞納者は 1 名となった。滞納分は収納計画に対して 45 千円の増収であった。解消の対策として、奨学生及び保証人に加え連帯保証人への督促状の配布、個別に分割納付相談を行い毎月の継続納付の徹底を図った。これにより 3 人の奨学生が滞納額を解消し完済した。

【課題等】

現年分は『返還期間の延伸』を図る対策を講じる（佐井村奨学金貸与条例第 8 条）とともに、新規滞納者の発生を未然に防ぐ必要がある。滞納分の一括納付は困難であるため、納付相談による一部納付や分割納付などにより滞納額の減少に努める。

今後も、本人や連帯保証人への督促状の送付や戸籍照会、分割相談を行うことで奨学生の状況把握に努め、納付率の向上を図る。

（５） 教育支援委員会事業

概 要	
就学及び在学する児童・生徒のうち心身に障害を有する者の適正な就学を図る。	
事業計画 【予算額】 136 千円	事業実績 【決算額】 44 千円
(1) 専門検査 専門検査員により、就学基準に係る区分・程度の判定に必要な専門検査を実施する。 (2) 教育支援委員会 就学基準に係る児童・生徒の適正な就学先の協議を行う。	(1) 専門検査 ・令和 3 年度分 在校生：1 名 専門検査：1 回 (2) 教育支援委員会 ・令和 3 年度在校生分 開催回数：1 回

【成果と評価】

令和 3 年度特別支援学級入級予定生徒に対し、就学指導に係る検査の結果や保護者の意向等をもとに教育支援委員会を開催し、生徒の適正な就学先等について検討した。

【課題等】

就学及び在学中の児童生徒の適切な就学先については、幼少期からの実情の把握等が必須であることから、「佐井地区こども発達相談連絡協議会」を有効的に活用し、就学について長期的なスパンで保護者、保育所、保健師、学校、委員会との継続的な連携を図っていく。また、児童生徒の教育支援及び保護者の意向も踏まえた就学相談を行い、適切な就学先の決定に努める。

（６） 学習支援推進事業

概 要							
村費負担講師や学習支援員の雇用により、きめ細かく質の高い学習指導により個性豊かな人材育成と学力の定着を図る。							
事業計画 【予算額】 5,709 千円	事業実績 【決算額】 4,621 千円						
村内小中学校に村費負担非常勤講師を配置する。	<table border="1"> <tr> <th>配置学校</th><th>配置人数</th></tr> <tr> <td>佐井小学校</td><td>1</td></tr> <tr> <td>佐井中学校</td><td>1</td></tr> </table> ・授業のティームティーチング等において学力及び強化にあたった。	配置学校	配置人数	佐井小学校	1	佐井中学校	1
配置学校	配置人数						
佐井小学校	1						
佐井中学校	1						

【成果と評価】

授業によるティームティーチングや必要に応じた習熟度別学習・補充学習の指導がスムーズに行われ、不登校生徒に対して支援・対応をすることができた。

【課題等】

支援を要する児童・生徒が増加傾向にあることから、今後も児童・生徒へのきめ細やかな学習指導を行うため、村費負担講師の雇用と活用について検討していく。

(7) 教育振興事業

① 就学困難な児童・生徒（要保護・準要保護）の支援

概		要	
佐井村就学援助費支給事務取扱要綱に基づき、経済的理由により就学が困難な児童生徒に対し、修学旅行費や学用品費等を支給し就学を支援する。			
事業計画	【予算額】 415 千円	事業実績	【決算額】 180 千円
【予算額】	小学校：163 千円 中学校：252 千円	【決算額】	小学校：130 千円 中学校：50 千円
		【対象者】	4 人

【成果と評価】

就学困難な児童生徒に対して、学用品費や小学校修学旅行費等を支給し就学支援を図った。

※中学校の修学旅行費支給の対象生徒は2名いたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

【課題等】

事業の適切な実施のため、対象者の把握と制度の周知を図る必要がある。

② 学校教材の整備

概			要		
児童・生徒の基礎的、基本的な学力の定着を図るとともに、発展的な内容の学習や補充的な内容の学習を行うために教材を購入するほか、特別支援学級に係る教科書教師用指導書を購入する。					
事業計画			【予算額】	407 千円	
【予算額】			事業実績		
			【決算額】	403 千円	
	一般分	特別支援分		一般分	特別支援分
小学校	116 千円	39 千円	小学校	110 千円	43 千円
中学校	202 千円	50 千円	中学校	216 千円	34 千円

【成果と評価】

各学校の要望する教材備品を整備したことにより、授業等における教育環境の向上につなげることができた。

【課題等】

各学校において必要な教育備品を把握し、今後も計画的に整備を継続していく。

③ へき地児童生徒援助費等の補助

概 要	
村が負担するへき地等における修学旅行費について、国がその一部補助を行うことにより、へき地等における義務教育の円滑な実施を図る。	
事業計画 【予算額】 232 千円	事業実績 【決算額】 0 千円
【予算額】 高度へき地修学旅行費	【決算額】 高度へき地修学旅行費 【対象者】 0 人

【成果と評価】

へき地等級 4 級の村内小・中学校修学旅行費の補助を行い、国庫補助金の申請により「2/3」の補助金の交付を受けることができるが、対象校である牛滝小中学校は休校中であるため、該当なし。

【課題等】

対象児童生徒があった場合は、適切な事業実施に努める。

④ 西目屋村・佐井村交流事業

概 要	
西目屋村との連携協定により教育面での交流事業を目的として、村内小学校の高学年の児童を対象に、西目屋村の児童と交流を図る。	
事業計画 【予算額】 258 千円	事業実績 【決算額】 0 千円
西目屋村へ児童が訪問し、交流事業を実施する。	※新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止となった。

⑤ 佐井小学校 ICT 推進事業

概 要	
生徒の情報活用能力の向上を目的として佐井小学校へ ICT 教育機器を整備する。	
事業計画 【予算額】 664 千円	事業実績 【決算額】 636 千円
・通信情報技術を活用し、効率的・創造的な教育を実施する。	・佐井小学校に ICT 教育機器を整備した。 ICT タブレット関係付属品 (ケーブル、差込口変換アダプタ) 102 千円 (タブレット用保護ケース) 125 千円 旧パソコンデータ破壊作業 46 千円 タブレット保管キャビネット 363 千円

【成果と評価】

一人一台端末を導入し、授業等で活用する機会が少しずつ増えたことにより端末とテレビを接続するケーブル等が必要となったため購入した。

総合学習や生徒会活動のほかさまざまな活動でもタブレット端末を活用しており、より一層の学力の向上が期待できる。

【課題等】

令和 3 年度はタブレット操作研修会を夏季・冬季休業中各 1 回行い、教職員の知識、操作力の向上を図ったが、学年や科目の違い、教師個人によって使用に差が生じつつ

あるため、基本操作研修のほかにもより実践に近い授業形式の研修が必要となると考えられる。

また、授業や端末活用に必要な機器等については学校教職員と連携を図りながら、需要を把握した上で整備する必要がある。

⑥ 佐井中学校 ICT 推進事業

概 要	
生徒の情報活用能力の向上を目的として佐井中学校へ ICT 教育機器を整備する。	
事業計画 【予算額】 4,968 千円	事業実績 【決算額】 4,965 千円
・通信情報技術を活用し、効率的・創造的な教育を実施する。	・佐井中学校に ICT 教育機器を整備した。 システムにかかるリース料 【令和 3 年度分：3,694 千円】 →無線 LAN 整備ほか機器導入整備に係る経費及び機器の 5 年賃貸借契約【平成 29 年 10 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日】 システム保守業務 令和 3 年度分：1,175 千円 →プログラム・プロダクト保守契約 ハードウェア保守委託料 ICT タブレット関係付属品 (HDMI ケーブル、変換アダプタ) 77 千円 旧パソコンデータ破壊作業 22 千円

【成果と評価】

一人一台端末を導入し、授業等で活用する機会が少しずつ増えたことにより端末とテレビを接続するケーブル等が必要となったため購入した。

総合学習や生徒会活動のほかさまざまな活動でもタブレット端末を活用しており、より一層の学力の向上が期待できる。

【課題等】

令和 3 年度はタブレット操作研修会を夏季・冬季休業中各 1 回行い、教職員の知識、操作力の向上を図ったが、学年や科目の違い、教師個人によって使用に差が生じつつあるため、基本操作研修のほかにもより実践に近い授業形式の研修が必要となると考えられる。

また、授業や端末活用に必要な機器等については学校教職員と連携を図りながら、需要を把握した上で整備する必要がある。

(8) 子どもの夢・希望をかなえる就学支援事業

概 要	
就学支援対策の事業の一環として高校生等に就学する生徒に係る経費を一律に助成する。	
事業計画 【予算額】 11,280 千円	事業実績 【決算額】 11,240 千円
【予算額】 一律助成：11,280 千円	【決算額】 一律助成：11,240 千円
【対象者】 47 人	【対象者】 47 人

【成果と評価】

子育て世帯への経費負担軽減を図った。

【課題等】

事業の適切な実施のため、対象者の把握と制度の周知を図る必要がある。

（９）学校施設の整備**① 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業**

概 要	
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染防止対策のため佐井村立佐井小学校及び佐井村立佐井中学校の一部トイレ洋式化及び自動水栓を設置した。	
事業計画 【予算額】 9,543 千円	事業実績 【決算額】 9,285 千円
トイレ等改修工事 佐井小学校 7,104 千円 佐井中学校 2,439 千円	トイレ等改修工事 契約日：令和３年１２月 ６日 完了日：令和４年３月 18 日 契約額：9,285 千円

【成果と評価】

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため佐井小学校及び佐井中学校の一部、トイレ洋式化及び自動水栓の改修工事を実施し、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図った。

【課題等】

改修工事以前より、水道設備に不便をきたしているため今後配管等の調査・改修が必要と考えられる。

② 佐井中学校グラウンド投光器改修工事

概 要	
佐井中学校グラウンド内にある投光器に不具合があり、部活動に支障が無いよう改修工事を実施した。	
事業計画 【予算額】 1,892 千円	事業実績 【決算額】 1,749 千円
投光器改修工事 1,892 千円	投光器改修工事 契約日：令和３年６月 30 日 完了日：令和３年９月 29 日 契約額：1,749 千円

【成果と評価】

日暮れ以降の部活動に支障が無いよう照明器具の改修を実施した。

【課題等】

残り２基の改修が必要であるが、高価なため２か年での改修となる。

(10) 教員住宅等の整備

①教員住宅の維持管理

概		要	
教職員の生活環境の充実を図るため、教員住宅の維持及び管理を実施する。			
事業計画	【予算額】 587 千円	事業実績	【決算額】 117 千円
(1) 光熱水費	47 千円	(1) 光熱水費	49 千円
(2) 維持修繕等	500 千円	(2) 維持修繕等	55 千円
(3) 消耗品等	40 千円	(3) 消耗品等	13 千円

【成果と評価】

教員住宅の維持修繕を実施することにより教職員の生活環境の改善を図った。

【課題等】

既存の教員住宅の現状把握に努め、計画的な修繕を実施する必要がある。

■施策の総括的評価

【成果と評価】

佐井村の教育推進委員会が所管する 5 つの部会活動がスムーズに行われ、基礎学力の定着・生徒指導・各学校間の連絡調整・健康管理や各種大会派遣等の各分野において、その専門性を発揮して「生きる力」を育む学校教育の推進に努めた。

奨学金貸付事業における累積滞納額は、納付相談による分割納付等を個別に対応することにより滞納額の解消が図られた。

施設整備関係では、教員住宅の老朽化による修繕等を行うことにより教職員の住環境整備を図った。

【課題等】

奨学金の累積滞納額の解消に向けて、今後においても個別対応などのカウンセリングを実施し継続した納付相談の取り組みが必要である。

校舎の老朽化は、安全面や機能面での不具合を引き起こすため、児童・生徒の安全の確保はもちろんのこと、地域の防災機能の拠点である避難所に指定されていることから適切な維持管理を行っていく必要がある。また、効率的・効果的な老朽施設の再生によるトータルコストの縮減・予算の平準化ため、学校施設の長寿命化計画策定に向けた取り組みを行う必要がある。

教員住宅は、教職員の住環境の安定を図るため今後も計画的な整備を進めるとともに、既存教員住宅についても計画的に改修等を実施する必要がある。

2. 社会教育の充実

□ 重点項目

- | |
|---|
| (1) 生涯学習活動の推進
(2) 青少年健全育成活動の推進
(3) 公民館活動の推進
(4) 社会教育関係団体の支援
(5) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進
(6) 社会体育関係団体の支援 |
|---|

(1) 生涯学習活動の推進

① 放課後子どもプラン事業

概 要	
文部科学省の「地域と学校の連携・協働体制構築事業」、青森県の「学校・家庭・地域連携協力推進事業」により、すべての児童に対する総合的な放課後対策事業として放課後子ども教室を実施する。 佐井村子ども教室運営協議会、コーディネーター、協働活動サポーター（安全管理指導員）を配置し実施する。	
事業計画 【予算額】 1,663 千円	事業実績 【決算額】 1,520 千円
【実施対象校】 佐井小学校 開催計画 180 日	(1) 佐井村子ども教室運営協議会の開催 開催回数：2 回 委員数：10 人 (2) 放課後子ども教室の実施 開催日数：187 日（うち利用者なし 1 日） 開催内容：ゲーム、工作、宿題指導等

【成果と評価】

前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で学校行事が中止となったことなどから、放課後子ども教室の開催日数も計画より増加した。また、特別な支援を要する子 1 人を受け入れたが、担任や学校生活支援員、コーディネーター及び協働活動サポーター（安全管理指導員）との連携が円滑に行われ、児童の安全な居場所づくりと教育活動が行われた。

【課題等】

児童の安全確保のため「参加カード」で保護者の承諾や帰宅の方法を確認しているが、「参加カード」を持参せずに利用を希望する児童が増えている。毎回利用しているとの油断があるかもしれないが、児童が安全に利用し帰宅するため、保護者に理解を求める必要がある。

② 三上剛太郎の精神普及啓発事業

概 要	
三上剛太郎の仁愛の精神と赤十字思想の普及を図る事業を展開する。	
事業計画	事業実績
【予算額】 294 千円	【決算額】 140 千円
(1) 三上剛太郎杯グラウンドゴルフ大会 三上剛太郎の仁愛の精神と赤十字思想の普及並びに健康づくりを目的に、誰でも参加できるグラウンドゴルフの大会を開催する。 (2) 手縫いの赤十字旗複製 日露戦争時、三上剛太郎が自作した手縫いの赤十字旗を複製し、村内に掲揚する。 (3) 三上剛太郎ホームページの開設 三上剛太郎及び旧三上家住宅を紹介するホームページを開設する。	(1) 三上剛太郎杯グラウンドゴルフ大会 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本年度は実施しないこととした。 (2) 手縫いの赤十字旗複製 大型の旗は役場及び旧三上家住宅（三上剛太郎生家）に掲揚した。また、小型の旗はアルサスから旧三上家住宅までの道案内のため3か所設置した。 (3) 三上剛太郎ホームページの開設 旧三上家住宅の公開や臨時休館に関する情報を掲載した。

【成果と評価】

三上剛太郎の功績や赤十字の旗ひるがえる里づくり事業を村内外に周知することができている。

【課題等】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人が集まるような事業の実施が困難となっている。今後、三上剛太郎の仁愛の精神と赤十字思想の普及を図るため、ホームページを活用した取り組みが必要である。

(2) 青少年健全育成活動の推進

① 子ども会活動の支援

概	要
佐井村における子ども会育成組織相互の緊密な連携の下に子ども会の自主的な活動を育成し、もって児童生徒の健全な育成と福祉の増進を図る。	
事業計画	事業実績
(1) 海岸清掃 海岸を清掃することにより、ふるさとを大切にする気持ちとボランティア精神を培う。 (2) 子ども会球技大会 子ども会の交流・親睦、青少年の健全育成を図る。 (3) 子どもねぶたの運行 伝統文化をとおして子ども会と地域の親睦を深める。 (4) 下北地区子ども会郷土芸能発表会への出演 子ども会相互の親睦・会員の健全育成を目的とし、あわせて地域文化の発展向上に資する。	(1) 海岸清掃 ・黒岩海岸 7月10日 16人 ・願掛海岸 7月17日 17人 ・長後地区海岸 7月18日 7人 (2) 第47回子ども会地域安全球技大会 開催日：11月7日 開催場所：佐井小学校 参加者：約60人 (3) 子ども会ねぶた運行 例年実施している佐井地区子ども会の合同運行は中止した。 ・はまなす子ども会 11月7日運行 (4) 下北地区子ども会郷土芸能発表会への出演 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、中止となった。

【成果と評価】

子ども会で仲間との活動を共有することで、地域を基盤とした健全な仲間づくりをすすめ、心身の成長発達に大切な活動を促進助長する子ども会の目的を達成することができた。

球技大会では、新たにフットベースボールを加えるなど競技種目を見直し、幼児から中学生まで参加し、楽しめる内容とした。

【課題等】

会員の減少や休日の各種大会やイベント等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響で子ども会単位での活動が困難となっている。球技大会では、複数の子ども会によるチームを編成するなど順位を競うより交流を目的とした大会となっているが、育成者の声掛けがなければ会員も参加しないことから、育成者の理解・協力を得る必要がある。

② 青少年健全育成活動

概 要	
通学途中の路上や校門において「朝のあいさつ」を行い、子どもたちの安全を確保するとともに「地域の子どもは地域で守る」という意識を地域全体に普及させる。	
事業計画	事業実績
(1) 朝のあいさつ (2) 普及啓発活動	(1) 朝のあいさつ 交通安全運動の街頭指導に合わせて実施した。 (2) 普及啓発活動 学校や関係機関にポスターを貼付し、子ども会球技大会や公民館事業の際にチラシや啓発用品を配布した。

【成果と評価】

通学時のあいさつ及び交通安全マナーの遵守または、友達同士のあいさつが遂行されている。

青森県が委嘱する青少年健全育成推進員の任期が令和 3 年度末で満了した。佐井村は定数 3 に対し欠員 3 となっていたが、新たに 3 人を推薦することができた。

【課題等】

青少年健全育成佐井村民会議が活動休止となっているため、その在り方を検討する必要がある。

③ 青少年赤十字活動の支援

概 要	
村が掲げる「赤十字の旗ひるがえる里づくり」の基本理念を実践するため、加盟団体相互の連携を密にし、地域に根ざした青少年赤十字活動の研究と推進を図る。	
事業計画	事業実績
【予算額】 120 千円 【加盟団体】 佐井村保育所 佐井小学校 佐井中学校	【決算額】 40 千円 (1) むつ下北地区青少年赤十字リーダーシップトレーニングセンターへの団員派遣 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となった。 (2) 団体への活動費助成 活動及び報告書作成に要する費用を支援した。

【成果と評価】

子ども赤十字の生活目標に基づいた活動として、赤十字の果たす役割を理解させる取り組みができた。

【課題等】

むつ下北地区青少年赤十字リーダーシップトレーニングセンターでの研修は、赤十字を通じて他校との交流が図られる貴重な機会であるが、コロナ禍での開催が困難であること、むつ下北地区の青少年赤十字加盟校が減少するなど、研修の継続が危惧される。

(3) 公民館活動の推進

概		要																																	
村民が学ぶ楽しさを持ち、豊かな心とふれあいと生きがいのある生涯学習の実現のため、社会教育諸条件の整備・充実を図るとともに連携・融合に努め、総合的な社会教育を推進する。																																			
事業計画【予算額】1,486千円		事業実績【決算額】460千円																																	
(1) 地区公民館事業		(1) 地区公民館事業																																	
		<table><tr><th>地区</th><th>講座名</th><th>回数</th><th>参加数</th></tr><tr><td>原田</td><td>原田の昔語り</td><td>1</td><td>8人</td></tr><tr><td>川目</td><td>(実施なし)</td><td>0</td><td>0人</td></tr><tr><td>矢越</td><td>伝承教室ほか</td><td>5</td><td>56人</td></tr><tr><td>磯谷</td><td>(実施なし)</td><td>0</td><td>0人</td></tr><tr><td>長後</td><td>(実施なし)</td><td>0</td><td>0人</td></tr><tr><td>福浦</td><td>(実施なし)</td><td>0</td><td>0人</td></tr><tr><td>牛滝</td><td>(実施なし)</td><td>0</td><td>0人</td></tr></table>	地区	講座名	回数	参加数	原田	原田の昔語り	1	8人	川目	(実施なし)	0	0人	矢越	伝承教室ほか	5	56人	磯谷	(実施なし)	0	0人	長後	(実施なし)	0	0人	福浦	(実施なし)	0	0人	牛滝	(実施なし)	0	0人	
地区	講座名	回数	参加数																																
原田	原田の昔語り	1	8人																																
川目	(実施なし)	0	0人																																
矢越	伝承教室ほか	5	56人																																
磯谷	(実施なし)	0	0人																																
長後	(実施なし)	0	0人																																
福浦	(実施なし)	0	0人																																
牛滝	(実施なし)	0	0人																																
(2) 中央公民館事業		(2) 中央公民館事業																																	
		<table><tr><th>事業名</th><th>回数</th><th>参加数</th></tr><tr><td>婦人講座</td><td>0</td><td>0人</td></tr><tr><td>成人式</td><td colspan="2">令和2年度 対象者：18人 中止 令和3年度 対象者：24人 令和4年8月15日に延期</td></tr><tr><td>下北美術展</td><td colspan="2">絵画：78点(入選9点) 版画：0点(入選0点) 書道：17点(入選1点)</td></tr></table>	事業名	回数	参加数	婦人講座	0	0人	成人式	令和2年度 対象者：18人 中止 令和3年度 対象者：24人 令和4年8月15日に延期		下北美術展	絵画：78点(入選9点) 版画：0点(入選0点) 書道：17点(入選1点)																						
事業名	回数	参加数																																	
婦人講座	0	0人																																	
成人式	令和2年度 対象者：18人 中止 令和3年度 対象者：24人 令和4年8月15日に延期																																		
下北美術展	絵画：78点(入選9点) 版画：0点(入選0点) 書道：17点(入選1点)																																		
(3) 図書館事業		(3) 図書館事業																																	
		寄贈図書97冊を受入れした。																																	

【成果と評価】

新型コロナウイルスへの感染防止のため、また、感染状況が見通せないことから事業計画の立案も困難であったことにより、公民館事業はほとんど実施できなかった。

【課題等】

感染状況が落ち着いている期間は事業実施を求める声もあるが、不特定多数の参加者を想定した場合十分に感染対策を講じることができないため、事業の実施には不安がある。

(4) 社会教育関係団体の支援

概 要															
佐井村社会教育活動費補助金交付要綱に基づき、社会教育関係団体が行う社会教育活動のために要する経費の一部を補助し、社会教育の振興に寄与する。															
事業計画 【予算額】 90 千円	事業実績 【決算額】 30 千円														
【対象団体】 佐井婦人会 佐井村連合PTA 佐井村子ども会育成連合会	佐井婦人会は、令和 3 年 11 月に解散した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助交付団体</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐井婦人会</td><td>0 千円</td></tr> <tr> <td>事業</td><td>(事業実施なし)</td></tr> <tr> <td>佐井村連合PTA</td><td>0 千円</td></tr> <tr> <td>事業</td><td>(事業実施なし)</td></tr> <tr> <td>佐井村子ども会育成連合会</td><td>30 千円</td></tr> <tr> <td>事業</td><td>・地域安全球技大会等</td></tr> </tbody> </table>	補助交付団体	金額	佐井婦人会	0 千円	事業	(事業実施なし)	佐井村連合PTA	0 千円	事業	(事業実施なし)	佐井村子ども会育成連合会	30 千円	事業	・地域安全球技大会等
補助交付団体	金額														
佐井婦人会	0 千円														
事業	(事業実施なし)														
佐井村連合PTA	0 千円														
事業	(事業実施なし)														
佐井村子ども会育成連合会	30 千円														
事業	・地域安全球技大会等														

【成果と評価】

新型コロナウイルス感染症の影響で、各種団体の活動機会が失われた。

【課題等】

令和 2 年 7 月、加盟団体の減少により佐井村地域婦人団体連合会が解散したが、「地婦連」の事業を引き継ぐとしていた佐井婦人会も、令和 3 年 11 月に解散した。今後は日赤奉仕団での活動を主としたいとの会員の意向もあつての解散であるが、それぞれの団体の目的が異なるため、関係者との調整が必要である。

(5) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

① ばらいろ学級 (ニュースポーツ)

概 要	
ニュースポーツを通して仲間と交流を楽しみながら、健康で生きがいのある暮らしを促進する。	
事業計画	事業実績
・ 日時 毎週火・木曜日 ※木曜日は自主開催 午前 9 時～11 時 30 分 ・ 場所 フォーレストパーク、ぽぽらす ・ 内容 グラウンドゴルフ (夏季) 室内グラウンドゴルフ (冬季) ・ 対象 村内在住の 60 歳以上の方	(1) ばらいろ学級 (主に火曜日) 開催回数 35 回 延べ参加者数 326 人 (2) 自主開催 (主に木曜日) 開催回数 62 回 延べ参加者数 526 人

【成果と評価】

新型コロナウイルスへの感染対策として、貸出しているクラブとボールを参加者自身で管理してもらうことで、職員の用具消毒の負担が軽減した。また、継続して参加している方々を中心に、職員の支援がなくても活動ができるようになっている。

【課題等】

感染症や体力面での不安を理由に、参加者が減少している。活動の様子を広報に掲載するなどし、加入者の増加を図る必要がある。

② 村民スポーツ大会（ソフトボール）

概	要
村民の健康保持と体力増進を助長し、「融和・連帯・親睦」を図るため佐井村スポーツ推進委員協議会の主催で実施する。	
事業計画	事業実績
第 11 回地区・町内会対抗ソフトボール大会	中止

【成果と評価】

新型コロナウイルスへの感染防止のため、また、感染状況が見通せないことから中止とした。

【課題等】

屋外での大会のため換気の必要はないが、試合中にマスクを外したり待機中に飲食したりする状況が予想されるため、十分な感染対策が必要である。

（６）社会体育関係団体の支援

① 佐井村スポーツ協会活動費補助

概		要	
佐井村スポーツ振興費補助金交付要綱に基づき、佐井村スポーツ協会及び佐井村スポーツ協会所属団体並びに佐井村教育委員会が認めた団体が行うスポーツ活動のために要する経費の一部を補助し、スポーツの振興に寄与する。			
事業計画		【予算額】	652 千円
事業実績		【決算額】	354 千円
【対象団体】 佐井村スポーツ協会 (旧佐井村体育協会) 佐井村野球協会 佐井村陸上競技協会 佐井村卓球協会 佐井村スポーツ少年団	補助交付団体		金額
	佐井村スポーツ協会		0 千円
	事業	(事業実施なし)	
	佐井村野球協会		60 千円
	事業	用具購入等	
	佐井村陸上競技協会		58 千円
	事業	県大会への選手派遣	
	佐井村卓球協会		215 千円
	事業	全国大会への選手派遣	
	佐井村スポーツ少年団		21 千円
	事業	選手・指導者登録料	

【成果と評価】

前年度は新型コロナウイルス感染症の影響で各種スポーツ大会が中止されたが、本年度は開催される大会もあったため、選手の派遣を支援することができた。

【課題等】

地域のクラブチームも各スポーツ団体に所属し、佐井村スポーツ協会が活動を支援しているため、今後も予算の確保が必要である。

② 青森県民体育大会参加費補助

概 要	
スポーツイベントに参加し、地域スポーツの振興を図る。	
事業計画 【予算額】 273 千円	事業実績 【決算額】 0 千円
第 75 回市町村対抗青森県民体育大会	計画 下北地区大会 令和 3 年 7 月 中止

【成果と評価】

第 75 回市町村対抗青森県民体育大会はむつ市を主会場とした下北地区大会が予定されており、大会及び実行委員会に選手及び役員を派遣する計画であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため 2 年連続で中止となった。

【課題等】

市町村対抗青森県民体育大会は、次年度は上十三地区大会として計画されているため、選手及び役員の派遣経費の確保が必要である。

③ 青森県民駅伝競走大会参加費補助

概 要	
青森県民駅伝競走大会に選手団を派遣する。	
事業計画 【予算額】 750 千円	事業実績 【決算額】 0 千円
第 29 回青森県民駅伝競走大会	計画 令和 3 年 9 月 5 日（日） 中止

【成果と評価】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、大会は中止となった。

主催者からは、青森県内 40 市町村による大会であるため、次年度の開催に向けて体制を整えるよう求められている。

【課題等】

第 27 回大会から小学生区間が男女とも増設されるなど、年々選手の確保が厳しくなっている当村において、補欠を含め、選手を選抜してのチームづくりは困難である。今後とも近隣町村と連携した大会の見直しを主催者に求める必要がある。

■施策の総括的評価

【成果】

新型コロナウイルス感染症の拡大により各種事業の実施が困難となっている中でも、放課後子ども教室や公民館事業（ばらいろ学級）の開設により、前年度より住民の学習活動の機会が確保できた。また、社会教育関係団体や社会体育関係団体に活動費補助金を交付することで自主的な活動を支援した。

【課題等】

新型コロナウイルス感染症の感染状況が見通せないことから、事業計画の立案が困難となっている。少子高齢化が著しく進む当村において、活動の停滞は事業の廃止につながる危険性を持っている。

ウィズコロナ、アフターコロナの取組みを危機感をもって推進しなければならない。

3. 地域文化の継承と交流の推進

□ 重点項目

- | |
|-----------------|
| (1) 郷土芸能の伝承保存活動 |
| (2) 文化財保護の推進 |

(1) 郷土芸能の伝承保存活動

① 一般コミュニティ助成事業

概 要	
宝くじの社会貢献広報事業として一般財団法人「自治総合センター」が実施する助成事業を活用し、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化推進及び活力ある地域づくり等に対する補助を行う。	
事業計画 【予算額】 2,200 千円	事業実績 【決算額】 0 千円
団体名：矢越若者会 内 容：山車タイヤ・心棒の新調	事業申請が不採択となったため、事業を実施しなかった。

② 長寿社会づくりソフト事業

概 要	
公益財団法人「地域社会振興財団」が実施する助成事業を活用し、住民が多様な社会的活動に参加する機会を確保し、生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会の構築を目的とした事業に対する補助を行う。	
事業計画 【予算額】 2,000 千円	事業実績 【決算額】 2,000 千円
団体名：矢越若者会 内 容：祭囃子、神楽、手踊り、歌舞伎の伝承教室の開催	・祭囃子伝承教室 20 回 ・御神楽伝承教室 20 回 ・手踊り伝承教室 20 回 ・歌舞伎伝承教室 20 回

【成果と評価】

公益財団法人による補助事業を活用し、矢越若者会の伝承教室開催を支援した。

【課題】

一般コミュニティ助成事業は、申請団体の地域コミュニティに果たす役割などが重視され、既存の郷土芸能団体の申請は不採択になることが多くなっている。本事業のみならず、他の助成事業による備品整備や伝承活動に関する情報を積極的に提供しているが、事務の煩雑さからか申請団体がいないため、各団体の状況を確認し支援する必要がある。

(2) 文化財保護の推進

① 海峡ミュージアム管理運営事業

概 要	
村内に残されている文化財を公開することにより文化財保護の啓発を図る。また、村の観光スポットとしての役割を担う。	
事業計画 【予算額】 1,498 千円	事業実績 【決算額】 1,234 千円
開館期間：令和3年4月29日～10月31日 開館日数：186 日	開館期間：令和3年4月29日～8月31日 10月1日～10月31日 開館日数：156 日 入館者数：5,187 人 ○受付・案内業務委託 委託先：NPO 法人佐井村観光協会

【成果と評価】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため青森県が策定したパッケージに合わせ、9月1日から30日までの1か月間を臨時休館としたものの、来館者数は前年度より増加した。入館者に佐井村の歴史や文化を伝えることができた。

【課題】

海峡ミュージアム内の設備が老朽化していることから、計画的な修繕や更新が必要である。また、展示物の定期的な入れ替えを行うなど、多くの方に見学してもらう工夫が必要である。

② 旧三上家住宅管理運営事業

概 要	
「赤十字の旗ひるがえる里」づくりを实践するため、赤十字の心に生きた三上剛太郎の生家を広く一般に公開し、仁愛の精神を受け継いでいく。また、村の観光スポットとしての役割を担う。	
事業計画 【予算額】 1,445 千円	事業実績 【決算額】 1,256 千円
開館期間：令和3年4月29日～10月31日 開館日数：186 日	開館期間：令和3年4月29日～8月31日 10月1日～10月31日 開館日数：156 日 入館者数：515 人 ○受付・案内業務委託 委託先：NPO 法人佐井村観光協会

【成果と評価】

海峡ミュージアム同様、9月の1か月間を臨時休館としたが、来館者数は前年度より増加した。

また、開館状況の問い合わせや案内を希望される方からの問い合わせに対して積極的に資料を提供するなどし、旧三上家住宅及び三上剛太郎についての周知を図った。

【課題等】

施設の計画的な修繕や更新が必要である。

■施策の総括的評価

【成果と評価】

新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少しているものの、アルサスを訪れた方が入館無料の海峡ミュージアムを気軽に見学できている。令和 3 年度は昨年度に引き続き「佐井の山車行事」をメインに展示し、「八幡堂遺跡」「北前船」などの歴史を紹介することで、佐井村の歴史の理解が深まっている。

【課題等】

海峡ミュージアム及び旧三上家住宅は、受付及び案内などの業務を「NPO 法人佐井村観光協会」に委託しているが、専門的な解説はできないため、補足のための解説パネルなどの設置が必要である。

○佐井村教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱

平成20年12月25日

教委告示第10号

改正 平成27年8月31日教委告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の実施)

第2条 教育委員会は、毎年、前年度の教育に関する事務が佐井村教育施策の方針に基づいて適切に実施されているか点検するとともに、その成果及び課題等について自ら評価するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第3条 教育委員会は、点検及び評価についての客観性を確保するため、点検及び評価の実施方法並びにその内容等について意見を聴取するなど、教育に関する知識経験を有する者の知見を活用するものとする。

(点検及び評価の結果の活用)

第4条 点検及び評価の結果については、教育施策の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用するものとする。

(村議会への報告)

第5条 点検及び評価の結果については、報告書を作成して村議会へ提出するとともに公表するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価に関し、必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成27年教委告示第5号)

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

○佐井村教育委員会の事務の点検及び評価実施要領

平成20年12月25日

教委告示第11号

改正 平成27年8月31日教委告示第6号

(趣旨)

第1条 この要領は、佐井村教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、別記「施策別重点項目一覧表」(以下「重点項目一覧表」という。)に定める各施策分野の重点項目を構成する主要事業として、教育長が別に定める事業(以下「対象事業」という。)とする。

(点検及び評価の手続き)

第3条 各対象事業を所管する課長は、教育長が別に定めるところにより、当該対象事業について点検及び評価を行い、その結果を教育長に提出するものとする。

(点検・評価アドバイザーの委嘱)

第4条 教育長は、要綱第3条に規定する教育に関する学識経験を有する者の知見を活用するため、教育に関する学識経験を有する者の中から適当と認められる者を点検・評価アドバイザーとして委嘱し、点検及び評価の実施方法並びにその内容等について意見を求めるものとする。

(報告書の作成)

第5条 教育長は、アドバイザーから聴取した意見を参考に、点検及び評価の結果に関する報告書の案を作成し、教育委員会に提出する。

(村議会への報告時期等)

第6条 点検及び評価の結果に関する報告書は、評価対象年度の翌年度末までに村議会に提出するとともに、村のホームページ等により公表するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成27年教委告示第6号)

(施行期日)

1 この要領は、平成27年9月1日から施行する。

別記(第2条及び第3条関係)

■施策別重点項目一覧用

施策分野	重点項目	評価担当課	評価担当係
1 学校教育の充実	(1) 個性豊かなたくましい「佐井っ子」の育成	生涯学習課	学校教育係
	(2) 小・中学校教育の充実		
	(3) 高校・大学進学のための奨学金制度の充実		
2 社会教育の充実	(1) 社会教育施設・組織の充実	生涯学習課	社会教育係
	(2) 公民館講座の推進		
	(3) スポーツの振興		
	(4) 青少年健全育成活動の推進		
3 地域文化の継承と 交流の推進	(1) 伝統芸能の継承と推進	生涯学習課	社会教育係
	(2) 地域文化交流の推進		
	(3) 文化財保護の推進		